

平成27年 第3回定例会

# 喜界町議会会議録

平成27年9月7日 開会

平成27年9月17日 閉会

喜 界 町 議 会

## 平成27年第3回定例会会議録目次

### 第1号（9月7日）（月曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、一般質問	6
1. 生駒 弘議員	6
【町民生活の安心・安全について】	
【教育の推進について】	
2. 谷本泰男議員	12
【喜界空港ターミナルビルの改修について】	
3. 外内千里議員	17
【マイナンバー制度について】	
【水難事故対応について】	
1、報告第5号～6号上程	22
（町長報告）	
1、議案第47号～51号上程	23
（提案理由説明、総括質疑、委員会付託）	
1、議案第52号～54号上程	25
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、認定第1号～9号上程	26
（提案理由説明、質疑、委員会付託）	
1、散 会	29

### 第2号（9月17日）（木曜日）

1、開 議	33
1、各常任委員長報告	33
（議案第47号）	
1、総務文教常任委員長報告	37
（議案第52号、54号）	
1、産業福祉常任委員長報告	39
（議案第48号～51号、53号）	
1、決算審査特別委員長報告	42
（認定第1号～9号）	
1、議案第55号上程	46

(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、議案第56号上程	48
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、同意第5号上程	49
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、発議第8号～9号上程	51
(質疑、討論、採決)	
1、議員定数等に関する特別委員長報告	52
1、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について	53
1、議員派遣の件について	53
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	53
1、閉    会	54

# 平成 27 年第 3 回喜界町議会定例会

平成 27 年 9 月議会

# 平成 27 年第 3 回喜界町議会定例会

平成 27 年 9 月 7 日

(第 1 日)

平成27年第3回喜界町議会定例会

平成27年9月7日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

(1) 議長報告

○日程第4 一般質問

通告順

1. 生駒 弘君

【町民生活の安心・安全について】

【教育の推進について】

2. 谷本泰男君

【喜界空港ターミナルビルの改修について】

3. 外内千里君

【マイナンバー制度について】

【水難事故対応について】

○日程第5 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について

○日程第6 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

○日程第7 議案第47号 平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○日程第8 議案第48号 平成27年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第9 議案第49号 平成27年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○日程第10 議案第50号 平成27年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

○日程第11 議案第51号 平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○日程第12 議案第52号 喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○日程第13 議案第53号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

○日程第14 議案第54号 財産の無償貸付について

○日程第15 認定第1号 平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第16 認定第2号 平成26年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第17 認定第3号 平成26年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成26年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第5号 平成26年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成26年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成26年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第8号 平成26年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第9号 平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	峰山 恵喜光 君	2番	河上 弘仁 君
3番	谷本 泰男 君	5番	榮 哲治 君
6番	生駒 弘 君	8番	乾 和夫 君
9番	安田 英次郎 君	10番	里村 忠弘 君
11番	外内 千里 君	12番	上間 一寛 君
13番	安岡 歡眞 君	14番	青山 春男 君
15番	中島 智一 君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 吉沢 伸一 君                      事務局 長 補 佐 來 和 法 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇 君	副 町 長	嶺 義久 君
教 育 長	積山 泰夫 君	総 務 課 長	武田 秀伸 君
税 務 課 長	武藤 裕和 君	企 画 観 光 課 長	吉行 進 君
住 民 課 長	嶺岡 寿一 君	消 防 分 署 長	前泊 哲治 君
早 町 支 所 長	値 貞 豊 君	生 涯 学 習 課 長	岩松 利和 君
農 業 振 興 課 長	金江 茂 君	建 設 課 長	加島 英郎 君
喜 界 園 園 長	初 秀 樹 君	会 計 管 理 者	愛津 克浩 君
教 委 総 務 課 長	幸田 勝光 君	農 委 事 務 局 長	住岡 秀樹 君
保 健 福 祉 課 長	富 充 弘 君	水 環 境 課 長	秋田 達磨 君



△ 開 会 午前 9時30分

○議長（中島智一君）

おはようございます。

ただいまから、平成27年第3回喜界町議会定例会を開会します。

---

△ 開 議

○議長（中島智一君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりでございます。

---

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中島智一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、外内千里君及び上間一寛君を指名します。

---

△ 日程第2 会期の決定

○議長（中島智一君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの11日間と決定いたしました。

---

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（中島智一君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

3点あります。

1点目は、7月7日、正副議長研修会が霧島国際ホテルで開催され、議長、副議長ともに出席いたしました。

田之畑会長挨拶の後、講師に中村局長による「議長の権限について、自治法制定前昭和21年の戦後地方制度第1次改革まで」の説明と、現在の二元代表制の説明があり、現在に至る議長の権限について、講演がありました。

続いて、地方自治法第96条第2項の議決事件について、三原次長の説明があり、鹿児島県の

当面する諸問題について、鹿児島県総務部市長村課長地頭所 恵氏の講演がありました。

2点目は、7月23日、鹿児島県教育庁高校教育課主催によります平成28年度公立高等学校生徒募集定員策定等に係る地区説明会が、大島支庁奄美会館で開催されました。

平成28年度募集定員策定の結果に基づき、県全体の平成25年から27年までの学区別入学者の状況、学校、学科別の状況、平成27年度入学者の学力検査の状況、中学校卒業予定者の推移と学力検査の結果、卒業生の推移等を考慮した結果の報告がありました。

3点目は、7月30日、参議院議員会館107号室において、平成27年度防衛省全国情報施設協議会が開催されました。

会長挨拶の後、来賓挨拶に国会議員の細田博之氏ほか3名の方々の挨拶があり、「防衛省情報施設の整備状況について」と題し、航空幕僚監部一等空佐、鈴木繁直氏の講演がありました。

その後、議事に入り、議案第1号から議案第8号までの審査が行われ、26年度決算、27年度予算について全会一致で採決されました。

また、役員人事等については、稚内の議長から輪島市議会の森 正樹議長が新しい議長に推薦され、他の役員は持ち回り制度の導入により、理事の互選とすることに決定いたしております。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### △ 日程第4 一般質問

##### ○議長（中島智一君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。質問者は順次一般質問席に登壇し、発言を許可します。

町民生活の安心・安全について、ほか1件、生駒 弘君の一般質問を許可します。生駒 弘君。

[生駒 弘君登壇]

##### ○6番（生駒 弘君）

おはようございます。質問の前に、平和への思いを少しだけ述べさせていただきたいと思っております。

先月、8月15日は70回目の終戦記念日でした。8月15日は不戦の誓い、平和への誓いを新たにする日であります。戦争は二度と繰り返してはならない。それが70年前の夏、焼け跡の中から立ち上がった人々の熱い思いだったのではないのでしょうか。

日本国憲法には恒久平和を希求する強い決意がうたわれています。この日本国憲法のもとで我が国は戦後、自由と人権を重んじ、民主主義を育て、平和主義と国際協調主義に徹する道を歩んできました。

平和を実現するには、現実を直視した粘り強い外交努力が必要であります。それを推進するためには、すき間のない安全保障の備えが不可欠であります。

国会では平和安全法制の議論が続いていますが、平和安全法制の目的はあくまでも我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、紛争を未然に防止し、戦争を起こさせない仕組み

をつくることにあり、憲法の平和主義、専守防衛を堅持しています。

また、平和は相互の信頼から生まれます。人々の心の中に他者の存在、他者の痛みを感じとる心を育てていくことが重要であり、対話、文化交流、青年交流の拡大にもっと力を注ぐべきではないでしょうか。

8月15日の終戦記念日に、私も公明党の議員としてマイクを握り、街頭で平和安全法制について訴えさせていただきました。21世紀は平和と人道の世紀と期待されましたが、世界に目を向けると今なお反目と紛争が絶えることはなく、核兵器の脅威は核拡散という問題となって、人類の生存を脅かしています。

公明党は戦争のない世界を実現するには、テロ、貧困、飢餓、抑圧、差別など、戦争を引き起こす構造的暴力から人々を解放する、人間の安全保障を具体的に推進していくことが重要であると考えています。

日本とアジア、世界の平和に貢献する日本の国づくりのために、この国会で戦争法案などという誤解を解いて、平和安全法制の成立をさせていただきたいと切に願うものであります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

初めに、救急医療情報キットの無償配布についてお伺いいたします。

救急医療情報キットはプラスチックの円筒形のケースで、オレンジポットなどと呼ばれており、このポットの中に救急受診のための情報として、氏名、血液型、生年月日、家族構成、救急時の連絡先などの個人情報、かかりつけ医、病歴、アレルギーや薬の副作用などの医療情報を記入した用紙と本人の写真、健康保険証、診察券のコピーなどを入れておき、災害時はもちろん、平時において緊急の事態が発生した場合、本人の病歴や服用している薬などの情報が容易に入手でき、迅速な救急医療の提供につながるものがあります。

この救急医療情報キットを、ひとり暮らし高齢者世帯や障害者、健康に不安のある方に配布して、冷蔵庫に保管し、いざというときに救急車が駆けつけた場合、冷蔵庫をあければキットがあり、情報を早急に確実に得ることができることから、この救急医療情報キットは命のボタンとも呼ばれております。

また、現場で救急隊員がキットの保管場所を探しやすいように、保管場所は冷蔵庫に統一し、キットが冷蔵庫にあることがわかるように、玄関のドアと冷蔵庫にステッカーを張ることにしており、現在、全国の市町村に広がり、導入されております。

そこで、本町でも救急医療情報キットを、ひとり暮らしや高齢者世帯、障害者の方々に無償で配布してはどうかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、高齢者元気度アップ推進事業についてお伺いいたします。

平成25年度から始まった事業ですが、高齢者の健康づくりのためと、ポイント制度を設け、1人当たり年間最高50ポイントが付与され、5,000円分の商品券と交換ができ、地域経済の活性化も視野に入れた事業であります。

今年で3年目になりますが、昨年の加入者総数と付与されたポイントの全体の総ポイント数、また、皆さんの反響についてお伺いいたします。

次に、反転授業についてお伺いいたします。

反転授業とは、授業と宿題の役割を反転させる授業形態をいいます。通常は、授業中に生徒

へ教材を使って知識や考え方等の伝達、学習を行い、授業外でその内容の復習を行うことを反復し、学んだ内容の定着を図ります。

これまでの学校教育で行われた授業、宿題の繰り返しによる学習方法から、反転授業では自宅でビデオやタブレット端末による教材などを活用し、あらかじめ決められた学習内容を学んでから、学校の授業でその内容に関する認識、さらには共同学習によるディスカッションを行い、学んだ知識を使う活動によって、学習能力の向上と学習の時間量を変革する取り組みと言えます。

このような意味からも、ICT教育の一部として考えられるのではないのでしょうか。総務省がICT教育を導入する実証校を対象に行ったアンケートでは、児童生徒の大半がICT教育を歓迎している結果が出ており、小学3年生から6年生の児童でもコンピューターを使った学習や授業について、楽しい、わかりやすい、もっと受けたいと答えた児童数が9割前後に上ったという例もあるようです。

ICT教育の導入は、児童生徒などの勉強への好奇心を育むことにつながっている上、事前に学習することで興味や関心が高まり、意欲的に授業を受けることができると考えられております。

そこで、教育長に2点お伺いいたします。

1点目に、反転授業をどのように認識し考察されているのでしょうか。

2点目に、反転授業などの導入により、教育改革の推進を検討すべきではないのでしょうか。

以上、明快なる答弁を求めるものであります。

○議長（中島智一君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。生駒議員の町民生活の安心・安全についての御質問にお答えいたします。

救急医療キットの目的や用途、メリットにつきましては議員御指摘のとおりであり、キットの一定の有効性は認識しているところでございます。

現在、喜界町では社会福祉協議会に保健福祉ネットワーク活動を委託しておりまして、その活動の一環として、ひとり暮らしや健康に不安のある高齢者を対象に、見守りカードを配付しております。

見守りカードには、緊急連絡先、担当ケアマネジャー、サービス提供事業所、かかりつけ医、担当民生委員、アドバイザーまたは見守り担当者の氏名が記載されており、主に電話機のそばに掲示してあります。平成26年度では、341人が御利用いただいております。

救急医療キットの配布につきましては、記入内容が多くなることから、民生委員や福祉アドバイザー、協力員の協力が必要になると考えております。また、消防分署の意見も参考にした上で、関係各位と調整の上、前向きに検討させていただきたいと存じます。

次に、高齢者元気度アップ推進事業につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（中島智一君）

保健福祉課長、富 充弘君。

○保健福祉課長（富 充弘君）

おはようございます。生駒議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者元気度アップ・ポイント事業の加入者ですけども、平成26年度は加入者、登録者数890名、それから、商品券の交換枚数は2,961枚、ポイントが1万4,805ポイント、金額にして148万500円の支出となります。1人当たり大体2,290円の支出でございました。

事業の成果としては、健康教室の参加者がふえたという御意見や、それからゲートボール、スポーツ活動もふえたという意見があります。ただ、少数意見として、以前からゲートボールやグラウンドゴルフは行っているという方には不要であると。健康づくりや介護予防を目的とした参加ではなく、ポイントをもらうために来る人がいる。あるいは財政が厳しいと言いながら、町はなぜこのような事業をするのかと。見守りや助け合いは当たり前のことであって、町がいろいろすると助け合いの気持ちが薄れていくなどの意見が、少数意見ですがございました。

元気度アップ事業は現在、国・県の補助が約70%弱あります。そのうち50%を県が基金を設置して補助しております。今後、基金がなくなれば補助も終了すると予想されます。

元気度アップ事業が終了しても健康づくりや支え合い、助け合いの気持ちを大切にしまちづくり、集落づくりを関係団体と協力の上、ともに作り上げていくよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中島智一君）

教育長、積山泰夫君。

[教育長積山泰夫君登壇]

○教育長（積山泰夫君）

生駒議員の御質問にお答えいたします。

まず、反転授業をどのように認識し考察しているかということについて、お答えいたします。

生駒議員の御質問の中にもありましたように、反転授業とは、従来の授業と宿題の役割を反転させた、すなわちひっくり返した授業の形態でございます。従来の授業では各教科の講義や説明を聞いて、そこで学んだことを家庭で復習して知識を定着させたり、発展させるのが宿題の役割です。

反転授業では前もってデジタル教材などを利用して自宅で知識を習得しておいて、授業では知識の確認や問題の演習等を行うこととなります。反転授業は2000年代にアメリカの初等中等教育を中心に広がり、日本の公教育では反転授業の本格的な実践は、2012年に宮城県富谷町の小学校において算数の研究授業が行われております。

児童に1人1台のタブレット端末を配付し、5分程度の動画を見てノートをつくってくることを予習課題として与え、教室では学び合いを行うという形式で進められたと報告されております。

その後、中学校、高校、大学などでも取り組まれており、算数、数学、理科やコンピューターサイエンスなどが中心になっているようです。

反転授業は次世代の授業方法で、10年後には反転授業が主流になるのではないかとも言われ

ております。また、昨今議論されておりますアクティブラーニング、すなわち、みずから考えて論理的に表現し、課題解決に向けて他者と協議しながら行う、主体的な学びを中心とする授業と同じ方向性にあると考えております。

反転授業のメリットとして、家庭での予習によって授業中の学びの効果を高めることができると言われております。アメリカの大学では試験の結果が5.1%高かったという報告もあります。

デメリットとしては、1、予習が自宅であることから子供が小さい場合は家庭のサポートが必要になり、時間的、経済的に保護者がサポートすることが難しい家庭もあることが予想される。二つ目に、予習するためのハードウェア機器が必要である。iPad、タブレット端末等の購入やメンテナンス、破損や故障などの費用がかかる。3点目に、教師には家庭での予習に使う動画などのデジタル教材を作成する技術が必要になる。などが挙げられております。

次に、反転授業などの導入により、教育改革の進展を検討すべきではないかということについてお答えいたします。

マスコミの報道等で御存じのように、人口約5万人の佐賀県武雄市は、ICT機器を活用した反転授業の導入で全国的に有名です。2014年、平成26年度4月から市内全小学校11校、児童約2,800人に1人1台タブレット端末を貸与して、スマイル学習と呼ばれる反転授業を行っております。

主に3年生以上の算数と4年生以上の理科で、年間授業時数の5分の1程度ということがございます。サーバーなど関連機器設備やソフトなどの総予算は約1億2,000万円で、2015年、平成27年度4月から全中学校5校、約1,300人の生徒に1人1台タブレット端末を貸与して、数学と理科で反転授業を行っております。

総予算は約1億円ということがございます。学習で用いる動画コンテンツは各小学校の教員が分担して原案を作成し、民間の専門業者が制作して共有サーバーに収納して共同で使用しております。

スマイル学習に取り組む三つの目的は、1、児童生徒がより意欲的、主体的に授業に臨める。2、教員が学習者の実態を正確に把握して授業に臨める。3、授業では協働的な問題解決能力を育成するとあります。

武雄市「ICTを活用した教育(2014年度)」第1次検証報告書、2015年6月発行によりますと、算数、理科の授業を受けた全小学生を対象とした予習後のアンケートで、あしたの学校の授業が楽しみですかという質問に、スマイル学習を楽しみにしている割合は、とても楽しみ、少し楽しみを合わせるとほぼ毎月80%を超えており、授業後のアンケートで理解度を見ると、よくわかった、大体わかったの合計は、常に90%を超えております。

もちろん楽しみに思わない児童や、わからない児童がゼロではありません。また、2014年の5年生と2015年の6年生の算数と国語の学力検査の経年変化を佐賀県全体と比較分析したところ、算数で1.4ポイント向上し、スマイル学習未実施の国語では1.9%低下しております。

この結果について、本来、学習方法の変更なり改善が即座に成績に反映するものではないと述べ、2014年の文部科学省の大規模調査結果に示してある「ICTを活用した教育の効果には、短期的に効果が表れやすい教科や領域とそうでないものがあることが知られている」を引用し

ております。が、国語との比較において、算数で一定の成績向上が見られたことから、スマイル学習が成績向上に寄与した可能性があることを指摘したいと結論づけております。

喜界町では現在、反転授業は実施されておりませんが、各小中学校へのICT機器の導入を進めており、各学級では大型テレビとパソコン、タブレットなどを活用した授業は行われており、楽しくてよくわかる授業を目指した授業改善と学力の向上に努めております。

今すぐに全児童生徒へのタブレット貸与と反転授業の本格実施というわけにはまいりませんが、それを視野に入れて反転授業に関する情報の収集や研修等を進めながら、児童生徒の学習意欲の喚起や家庭学習の充実に努めていきたいと考えております。

御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中島智一君）

生駒 弘君。

○6番（生駒 弘君）

先ほどのオレンジポットの件については、非常に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

またここで、ちょっと聞いてみたいのがあるんですが、きょう消防の署長が来られているので、救急医療の際にどのようにオレンジポットがあったらいいのか、悪いのか、それをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（中島智一君）

消防分署長、前泊哲治君。

○消防分署長（前泊哲治君）

おはようございます。消防署の前泊です。

今、奄美大島では奄美市が活用してるみたいで、ちょっと情報を聞いてみたんですけども、その際に一番重要なのは、どういう病気にかかっておられるのか、で、どういう薬を飲んでおられるのか。そういうことで、その点が手帳に書いてあれば、どの病院に連れていくかとか、そういうことがわかるそうです。

で、喜界島の場合は、大体緊急搬送は徳洲会さんへお願いしているんですけども、そのほかでも徳洲会さんでも、大島とか鹿児島とか別の病院にかかっている、その点で、徳洲会病院さんが把握されていない薬をもらっていて、ちょっと具合が悪くなったとか、そういう点がなくなる可能性があると思います。

それと、一番多くいるCOPDの患者さんとか、糖尿病患者さんの低血糖で、COPDの患者さんは血中酸素をはかるんですけども、低くなってしまいうので、それで酸素を与えてしまうと具合が悪くなるのを未然に防ぐことができる。低血糖の患者さんには、今年度1名救急救命士が東京のほうに研修に行きまして、低血糖の処置ができる、その講習を受けてきました。来年度にまた4名ほど行くということになっています。ということで、情報があれば病院も助かりますし、救急隊も助かるということです。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中島智一君）

生駒 弘君。

○6番（生駒 弘君）

ありがとうございます。

教育長にもう一度お伺いしたいんですが、政府の新成長戦略には、2010年代中に児童生徒1人1台の情報端末の整備を目指す方針が盛り込まれておりまして、与党も遅くとも2020年度までには全国の小中学校で1人1台の情報端末とデジタル教科書、各教室に1台の電子黒板の整備などが提言されておりますが、それについてはどのように考えておられますか。

○議長（中島智一君）

教育長、積山泰夫君。

○教育長（積山泰夫君）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず電子黒板の整備状況でございますが、電子黒板に準ずる大型テレビを小学校では各教室に1台、中学校では学年1台を整備してございます。今後さらに充実を図っていきたいと考えております。

デジタル教科書については、各学校の要望に基づいて、今年から教科書が変わった小学校の算数について、全学年分購入して授業で活用しております。全小中学校での児童生徒1人1台の端末機器の貸与については、各学校におけるICT活用状況や反転授業実施の可能性等を視野に入れて、十分に検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中島智一君）

生駒 弘君。

○6番（生駒 弘君）

非常に前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（中島智一君）

以上で、生駒 弘君の一般質問を終わります。

引き続き、喜界空港ターミナルビルの改修について、谷本泰男君の一般質問を許可します。  
谷本泰男君。

[谷本泰男君登壇]

○3番（谷本泰男君）

皆さん、おはようございます。谷本でございます。生駒 弘議員に続いて一般質問をさせていただきます。

今回は喜界空港ターミナルビルの改修についてでございます。

今年の5月21日、沖永良部の和泊町で、第58回奄美群島市町村議員大会がありました。奄美市ほか11市町村の議員を初め来賓の方々、関係者等、総勢百八十数名が集まりました。

喜界町からは川島町長、中島議長ほか全議員が参加いたしました。奄美群島1市11町村の抱える諸問題について慎重に協議し、全会一致で可決いたしました。

私は沖永良部に行くのは初めてでありました。行きは喜界空港発奄美空港経由で沖永良部空港へ行きました。帰りは飛行機の発着の時刻の都合で、沖永良部空港発与論空港経由奄美空港へ、そして喜界島へ帰ってきました。



初めて見た沖永良部空港、与論空港は大変立派なターミナルビルの空港でございました。喜界空港より後にできた両空港が、なぜ喜界空港より何と立派な空港なんだろうと思いました。

皆さん御承知のとおり、本町の表玄関であります喜界空港は、奄美で最初の空港として昭和34年7月に開港しております。開港から56年になります。昭和58年にドルニエ機19人乗りの就航時に、現在の喜界空港ターミナル施設は建設されたと聞いております。建設から32年になります。

その後、平成7年には現在のサーブ機36人乗りも就航しております。また、あと2年後には現在のサーブ機から四十数名乗りの機種に変更される予定と聞いております。現在でも手狭な待合室は、混雑がますます予想されます。

喜界空港ターミナルビルの件につきましては、二十数年前の元野村町長時代から前加藤町長時代へと引き継ぎがなされたと聞いております。前加藤町長時代に、この議会でも平成18年4月に、喜界空港施設整備調査特別委員会を立ち上げ、いろいろと頑張ってもらってありました。

当時の委員の皆さんの御苦勞はよくわかります。しかし、残念ながらいまだに結果が十分出ておりません。

また、平成19年1月には庁内、この役場内に副町長を委員長として喜界空港ターミナルビル建設計画推進庁内委員会を発足させています。その委員会の中で、喜界空港施設整備についてという題で、いろいろな角度から検討がなされております。

その結果、平成19年6月に喜界空港ターミナル施設の増改築する案が最善であるという結論が出ております。しかし、財政面から、とりあえずトイレの改修を先に済ませたということを知っております。

その後、約6年がたちましたが、いまだ肝心の喜界空港ターミナル施設の増改築はなされておられません。せっかく喜界の皆さんや町内の皆さんが頑張っておられるのに、どうして前に進まないのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。これまで前に進まない理由が一つです。

次に、今後の見通しについて、町長の明快な回答をよろしく願いいたします。

○議長（中島智一君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

お答えいたします。

喜界空港ターミナルビルの改修でございますが、喜界空港のターミナルビルは当初から大島本島で宿泊、交通など観光事業を総合的に展開している民間企業が担っておりまして、サービス面、採算面から考えても民間主導でやることは大変望ましいと考えておりますが、聞くところによりますと、これまで議員指摘のように、いろんな経緯があるようでございますので、私は経緯を存じ上げておりませんので、担当課長からお答えいたします。

○議長（中島智一君）

企画観光課長、吉行 進君。

○企画観光課長（吉行 進君）

喜界空港ターミナルビルの改修についてお答えいたします。

現在の喜界空港ターミナルビルは、19人乗りのドルニエ機が就航した昭和58年に建設されましたが、平成7年の36人乗りサーブ機就航に伴い、夏場や年末年始には混雑し、特にトイレは手狭で老朽化が進み、利用者に不便を来しておりました。

平成18年度には喜界町議会の特別委員会が、空港を管理する県や空港ビル設置者である株式会社奄美航空へ待合所拡張とトイレ改修についての要望書を提出しております。

その回答を受けまして、町としては平成19年に喜界空港ターミナルビル建設計画推進庁舎内委員会を立ち上げ、運営体制や財政負担、整備案等についての協議を重ねた結果、ターミナルビル整備につきましては、費用を助成し、トイレを改修する案に固まった次第でございます。

今後の見通しでございますが、空港は町民や観光客が利用する島の玄関口であります。また、来訪者に喜界島を最初に印象づける施設でもあります。現在も夏場や年末年始には混雑しており、利便性の向上が望まれることは認識しておりますが、先ほど町長からもありましたとおり、民間の活力を最大限に生かしつつ活性化を図るためにも、従来から、民間でできることは民間で頑張らせていただくことを基本に考えております。

そのようなことから、今後は設置者の意向も伺いながら検討を進めてきたいと考えているところでございます。

○議長（中島智一君）

谷本泰男君。

○3番（谷本泰男君）

ただいま町長さんの意見、また企画観光課長の答弁、一応わからないことはないんですけど、一応理解いたしました。そこで、私が申したいのは喜界空港のあり方、民間活力ということで現在申されましたけども、喜界空港とよく似た沖永良部空港、与論空港と第三セクターによる株式会社方式になっていると聞いております。

喜界島は最初にできた空港で、また町民の玄関口でもあります。沖永良部空港や与論空港は第三セクターによってちゃんと立派に運営がなされております。そういつて各自治体が主導権を握っていると思います。現在の喜界島空港は民間活力といいますから、主導権がどうしても民間のほう、名前を言いますと株式会社奄美航空のほうに握っているわけですね。ですから、ターミナル施設の増改築をするのにも、株式会社奄美航空の御機嫌を伺うというんですか、意見を聞いて、それから喜界町が一応相談に乗って、いろいろ仕事するような格好になるんじゃないかと思えます。

そういうことでは、この喜界空港、どこの空港もそうなんですけど、地元にある空港は各自治体が主導権を握って、その増改築とかビル建てかえとかというのは、自治体の主導でやるべきではないかと思えます。

現在、喜界空港の場合、民間活力をとということでなっておりますので、一番、とにかく喜界空港ターミナルがおくれているんじゃないかと思うんです。そういう喜界空港が一番最初にできて一番貧弱な空港であるという件について、町長はどういう見解でございましょうか。

○議長（中島智一君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

余り趣旨がわかりませんが、喜界空港も第三セクターでやるほうが望ましいとおっしゃっているんでしたら、一つの方策ではあります、第三セクターには功罪ありまして、いい面と、悪い面はほとんどが経費面もずるずるになりまして、町費負担が予想以上に上がるということがございますので、私は慎重に判断すべきだと思っております。例えば、設置者がこれをやりたいから補助をくれというんだったら、そっちのほうが乗っかりやすいんじゃないかと。第三セクターをやったら全てうまくいくというのは、私にはとても思えません。

以上でございます。

○議長（中島智一君）

谷本泰男君。

○3番（谷本泰男君）

町長の意見はよくわかりました。ですけど、日本の空港の流れとといいますか、全体的な流れは第三セクターでやっている空港がほとんどだと思います。民間に任せて、町が民間の伺いを立てるといのは一番古いやり方じゃないかということを感じます。

実は、私も古い議事録等を見せてもらいまして、前町長加藤町長が平成18年から19年にかけて、いろいろと答弁なさっております。加藤町長の答弁では、とにかくお金がない、財政面でしんどいからというような話がよく議事録の中に出てきております。

それでも、役場職員がまとめた案の中で、今のターミナル施設を増改築する案は非常にいいんじゃないかということを受けて、とりあえずはトイレを改修して、あとは管理棟、管理事務所のほうに増改築するような意見、回答を前加藤町長は平成19年9月の議会で答弁しております。

ということで、実質的には喜界空港を増改築したかったわけです。ですけどトイレだけということに、とりあえず今はなっているんですけど。それが一応、金がないからそういうふうにしたということを加藤前町長はおっしゃっています。

ですけど、お金の面に関しましてですけど、喜界町は、現在26年度の決算書も出ておりますけど、いろんな資料も出ております。決してこの喜界町の財政運営が100%いいとは申しませんが、いろんなこの国の指標、実質収支比率とか経常収支比率とか実質公債費比率とかいろいろ見ても、決して極端に悪い財政じゃないと考えております。

またもう一つは、喜界島には基金残高がこの26年度決算でも28億何がしあります。また今年の8月の資料では、29億何がしの基金もございます。その基金の中、全部そういう金を喜界空港ターミナル改修に使えとは決して申しません。この基金の中で財政調整基金のがあるんです。それが今年の平成26年度の決算書でも13億5,600万ほどございます。そういう、あり余ると言ったら語弊があるんですけど、そういう大きな金がございます。

今、銀行のほうに預金として残っているでしょうけど、現在、無利子の時代でございます。ただ金は積んでおくだけで、ほとんど利子たるものは期待できないと思います。

とりあえず、住民の一番望んでいるこの空港ターミナル、こういう、町にあり余ったとは申しませんが、これだけの余裕があるお金もある。また、奄美でも一番貧弱な空港である。町民が望んでいるのに。金もあって、貧弱で要望しているのに、あくまでもこの民間活力というこ

とで町民の希望を受け入れないのは、何か私には納得できないことでございます。

町長の答弁をよろしく申し上げます。

○議長（中島智一君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

歴代町長がきっちり財政運営をしてきた結果でございます。将来、いろんなのが待っています。私が放らつな財政運営をするわけにはいきませんので、御了解を賜りたいと存じます。

○議長（中島智一君）

谷本泰男君。

○3番（谷本泰男君）

現町長、川島町長の考えは非常に尊重いたします。従来からのこの町運営で、立派な喜界町になっているのはよくわかります。ですけど、基金の問題もございまして、実は、加藤前町長が、とにかく財政が悪い、お金がないということで、この喜界空港のターミナルビルの改築なり、ビルの建てかえは延ばしてきたわけです。

それが現在、基金も財政調整基金で13億5,000万円ほど、それで実は、地方債も喜界島はこの平成26年度決算で61億5,000万円なんですね。それを奄美大島の市町村たちと比較した場合、喜界島はこの基金の残高も相当ありますけど、地方債の残高も他市町村に比べて非常に少ない。ということは町民サービスは余りやらずに、地方債の発行を少なくして、基金は残してということ。その分町民の生活が、サービスが脅かされているような感じがしてなりません。

参考までにちょっと申しますと、ちょっと1年ぐらい前の資料で古いのでございまして、喜界町の基金が25億3,000万あったときに、奄美大島で喜界町が一番多いんです。名瀬市は大きいんですけど、その次、多いのが龍郷町の23億何がし、その後が和泊町の26億何がし。一番少ないのは伊仙町の6億2,600万、積立基金。徳之島、みんな悪いです。天城町も11億2,000万ほどです。

さらに今度は借金、地方債の残高を見ても、喜界島は現在は61億何がし、この資料では59億6,000万。その中で、次に少ないのが大和村と宇検村が村が小さいですから、31億何がし、35億何がしですけど。

瀬戸内町、113億2,000万ほどの町債残があります。それから次に、2番目に大きい徳之島町が81億5,000万。それから龍郷町が67億何がしでございます。

喜界町はそのときに59億6,500万です。要は、喜界島は割と基金も多くて町債の残高も割と少ない。ですけど喜界町の町民へのサービスで、この喜界空港という表玄関の、第三者が見ても喜界空港落ちているなという感じを持っているのに、町の中の財政はいいかもわかりませけど、対外的に見られても喜界町はどういう運営しているんやというような第三者の見方になるんじゃないかと思えます。

そういうことで、借金してやれとか積立金を取り崩して、それは町長判断もあると思えますけど、要は、第三者が喜界島へ来て、一番印象に残るのは喜界空港のターミナルなんですね。それが沖永良部より悪い、与論より悪いと言われる。それでずっとこれから続いていいんでしょうか。

○議長（中島智一君）

谷本議員に申し上げます。質問の趣旨を明確にさせていただきたいと思えます。

○3番（谷本泰男君）

はい。そしたら今の件、町長の判断、もう一度お願いいたします。

○議長（中島智一君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

認識の違う議論でございますので、幾ら申し上げても平行線でございます。私は、日本はそのうちどうなるか心配している。安倍総理も数年後のプライマリーバランスを国費でとると。そうすると削れるのは福祉費と地方交付税しかないというのが一般論ですから、今、貯めたのをじゃぶじゃぶ使って、その先、国から交付金が来なくなったときにどうなるんだという議論も常に考えておかなければいけませんので、谷本議員と私とでは平行線でございますので、説得する糸口が見つかりませんので御了解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中島智一君）

谷本泰男君。

○3番（谷本泰男君）

それでは、質問については、とりあえずもうなしで、加藤前町長が財政面が非常に厳しいから、とにかく喜界空港はできないということを常々言っております。そういうことを今申したんですけど、そして結論と申しましては、私としてはこの喜界町の表玄関、喜界島の顔ですから、一応見解の相違はあるでしょうけど、喜界空港のターミナルビルの改修をぜひやってほしい。それが質問じゃないですけど、僕の望みというか、要望ということで、質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（中島智一君）

以上で、谷本泰男君の一般質問を終わります。

続いて、マイナンバー制度について、ほか1件、外内千里君の一般質問を許可します。外内千里君。

[外内千里君登壇]

○11番（外内千里君）

谷本議員に引き続き一般質問を行います。マイナンバー制度について、ほか1点お尋ねいたします。

公正公平な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上を目的としたマイナンバー制度が来月、10月から施行されます。

10月よりマイナンバーの通知と通知カードの配布、個人番号カード交付申請書郵送が行われ、来年1月より役場窓口で個人カードの交付が開始されるそうです。通知カードは氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、個人カードにはさらに本人の写真とe-Taxなど各種電子証明に使えるICチップがついており、図書館利用証や印鑑登録証など自治体が条例で定める住民サービスに利用できるように空き領域があり、独自のアプリを掲載できるようにさ

れておるようです。

マイナンバー制度は、使用目的を社会保障、税、災害対策の手続のために国、地方公共団体、本人の勤務先、金融機関、年金機構、医療保険者などに提供され、個人情報保護の観点から情報の分散管理とされているそうです。

これまでカードと縁がなかった子供たちから高齢者までが、一生定められた番号を管理していくことになり、公正公平な社会構築に必要な制度でもありますが、不正活用の心配がありますが、行政でもちゃんとした制度運営がされることと思いますが、次の5点についてお尋ねいたします。

本町でのマイナンバー制度がどのように進められるのか、具体的な説明を求めます。

2番目に、マイナンバー制度は町業務の事務の簡素化、税制度の明確化、公平さなどのよさがあると思うが、メリット、デメリットについて見解を伺います。

3点目、セキュリティ対策をどのようにされるのかお尋ねいたします。

4点目、個人カードの町独自の活用についての見解をお尋ねいたします。

5点目、今後の制度の運用と制度周知についての見解をお尋ねいたします。

次に、水難事故対策についてお尋ねいたします。

近年、2件の海中転落事故と、漁船を大型船が当て逃げしたと思われる海難事故が発生しております。漁船の事故は船長が不幸中の幸いに大事に至らず救助されましたが、転落事故の2名の方は助かることができませんでした。

私は過去において海へ飛び込んだお二人の方を、車ごと海に飛び込んだお二人の方を、目の前で救助できなかったことを思い出します。近くにいた人々が飛び込み、必死に浮かんでいる車のフロントガラスを割ろうとするのですが割れません。沈んでいく車にロープを結び、陸に引き寄せようとするのですが、重くてそれもかないません。

結果的に、ダイバーの方が到着し、お二人を引き上げましたが助けることができませんでした。もし日ごろから訓練を受けた方々がいらしたなら、何とかできたのではないかと私は今でも思っております。

海の事故は管轄が海上保安庁であると思いますが、大島本島に駐在しているため、喜界町が出勤要請しても地理的問題で時間がかかり、救助の対応が十分できません。私は日ごろより喜界町は独自に対応できる環境をつくっていかねばならないと考えますが、先日の新聞で大島地区消防組合喜界分署の潜水隊創設の記事が掲載されておりました。まさしく望んでいた対応です。現場にいち早く到着し、救助活動できるのは消防署員であると思います。

そこで、2点お尋ねいたします。

本町は離島であるため、海での事故に十分な対応はできないと思いますが、今後の対応についてお尋ねいたします。

2点目、新聞報道によりますと、喜界分署に潜水隊創設の記事が掲載されていましたが、今後の具体的計画についてお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中島智一君）

町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

外内議員のマイナンバー制度についての御質問でございますが、国の施策として導入される制度に対し、町民の理解も進んでいるとは言えず、日本年金機構の個人情報流出問題で情報管理への不信感が高まっている現状でございますが、新制度に向けての遺漏のないよう、特にセキュリティ対策には万全を期してまいり所存でございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から答弁いたします。

次に、水難事故の対応についての御質問でございますが、水難事故は御指摘のとおり、基本的には海上保安庁の管轄でございますが、本町では従来から、漁協の協力で船舶やダイバーを派遣していただき、消防と協力し救助活動を行っておりますが、対応にどうしてもおくれが出てまいります。

少しでも早い救助活動ができないか検討し、喜界消防分署に潜水隊を来年度4月から設立したいとしておるところでございます。

今後の計画でございますが、本年度から順次潜水士試験を受けてもらうほか、器具や装備の整備及び隊員の訓練等を重ねまして、可能な限りの対応ができるように努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（中島智一君）

総務課長、武田秀伸君。

○総務課長（武田秀伸君）

マイナンバー制度についてお答えをしたいと思います。役場の関係では税務関係、それから社会保障ということで多岐にわたるんですが、統括をするのが総務課ということで私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1点目の制度の運用についてですが、マイナンバー社会保障・税番号制度は議員おっしゃるように、より公平な社会保障制度、税制の基盤となる制度であるとされております。

同一人であることの確認を容易に行うことのできるための仕組みが、このマイナンバー制度でございます。住民基本台帳に記録されている全ての人に対しまして、重複することなく12桁の個人番号が付与されることになっております。

個人番号は国の行政機関それから地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害、その3分野の法律で定められた範囲内で利用されることになっております。

例えて言いますと、年金それから雇用保険、医療保険といった手続、生活保護、児童手当その他の福祉の給付、確定申告などの税の手続などで申請書等にこの個人番号が記載されることとなります。また、税や社会保険の手続においては、勤務先であります事業主からも個人番号の提出を求められる場合があります。

この個人番号を記載した通知カードが、先ほど外内議員おっしゃるようにこの10月5日から各世帯に簡易書留で送られることになっております。

2点目の、制度のメリット、デメリットについてですが、番号法のメリットとしては、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られること。2点目に、

社会保障、税に係る行政事務の効率化でございます。

また、個人番号を利用した情報の照会、提供の仕組みが創設されるということになっております。情報提供ネットワークシステムを活用することによって、行政手続を行う際の添付書類などの書類が不要になるということで、住民の負担軽減が図られることでございます。

デメリットとしては、個人番号を使って個人情報に不当に集積され、情報が漏えいした場合の被害が大きくなるのではないかと懸念がございます。そのようなことがないように国においては対策をとっているわけですが、不当に個人番号を利用した場合の罰則の強化などについても方策を講じているところでございます。

3点目のセキュリティー対策についてですが、本年6月に日本年金機構の個人情報流出の事案が発生をいたしました。これを受けまして、国や県より社会保障・税番号制度が施行される本年10月5日までに、役場のほうでもセキュリティー対策を講じるようにということで、通知がなされているところでございます。

本町におきましては、10月5日までにこの特定個人情報が閲覧できるパソコン端末につきましては、インターネットを介して不特定の外部との通信ができないようにする対策を講じてまいりたいと思っております。

4点目の、個人番号カードの独自の活用を検討されているのかということですが、個人番号カードの取得は義務づけられているものではございません。現在のところ、このカードの独自利用は考えていないところでございます。

5点目の制度の町民への周知徹底はどのように行うかでございますが、これまでに広報紙、町のホームページでの啓発や職員向けの研修会などを実施してきたところでございます。また、研修会を開催したところですが、10月の制度スタートに合わせて、全戸に通知カードと個人番号カードの申請に関するチラシを配布することにしております。啓発には努力をしていきたいと考えておりますが、また、喜界町商工会などでは、税分野の事業所説明会を今月の29日に開催を予定しているということをお聞きしております。

まだ実務についての関係省令がこれからということでございますが、関係部署と連携をとりながら万全を期していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中島智一君）

外内千里君。

○11番（外内千里君）

大まかな流れは理解できました。なぜこのような質問をするかということ、私自身、マイナンバーについては以前に法で定められたことはわかっているんですが、これが実際どのように運用されるのか。それからまた、町民の割と周囲の方々といろいろ話をしてみると、そのマイナンバー制度についての理解が物すごく少ないということで、報道等でも最近になって10月から施行されることになって、ようやく報道関係でもそういうことをいろんな形で取り上げ始めたという部分があって、これ、町民の皆さんは果たしてどういう具合に理解して、どういう対応をするんだろう。また、行政の皆さんは町民に対するどういう説明をされるのかなという思いがありました。



実際、以前、ちょっと前に中里集落のほうではそういう説明があったということをお聞きしたんですが、ほかの地域ではマイナンバーについてのそういう話が、一向に出てこないわけですよ。そういったことで、本当、これを周知徹底しないと、殊に年配の方々はこのカードを受け取っても、まずマイナンバー、通知カードと個人カードですか、この二種類あるわけですよ。そうすると通知カードを受けて、そして必要な方は個人カードの申請をして、それを郵送して使用するというようなことですよ。

ですので、まず、その通知カードだけでとどめておく場合と、個人カードを使用し、例えば今後この制度として税の申告といったとき、必要になるときに、カードリーダーでそのマイナンバーの個人カードでこの対応ができるとか、そういった制度があるようでございます。

いろいろ新聞等で見てみますと、個人カードの活用が今後いろいろと進んでいく中で、例えば国民健康証あたりにも活用ができる。そして町のいろんな情報もそこに入れることによって活用できる。恐らく、今後さらに活用幅が広がっていくんじゃないかという思いもありまして、やはりこの周知徹底。そして、心配なのはカードの管理ですね。やっぱり、ちゃんと周知してもらわなくちゃいけないこと。

それからまた心配なのが、いわゆる不在者というんですか、例えばひとり暮らしの方が老人ホームに暮らしているとか、そういった施設にいるとか、そういった場合の対応とか。それから、先ほどお話ししたように、そのマイナンバーの管理ができないような高齢者の対応もございまして。そういったところで心配な点が幾つもございまして、まず、そういった受け取りができない方々とか、そういった高齢者の支援についてはどのように考えているのか。

そしてまた、先ほどの個人カードと通知カードの使い分けというところで、その点について説明を求めます。

○議長（中島智一君）

総務課長、武田秀伸君。

○総務課長（武田秀伸君）

まず、通知カードと個人番号カードの件について、お答えをしたいと思います。

通知カードは先ほど説明いたしましたように、簡易書留で届くことになっております。それはあくまでも個人番号が載っているカードだということで御認識をいただきたいと思っております。

したがって、来年1月から事業所等から提示を求められたときには、この通知カードを提示して本人確認の書類を出して、本人の確認をしていただくということになります。

次の個人番号カードなんですけど、それは通知カードと一緒に届く申請書を出すことによって個人番号カードを申請することになります。先ほどの各自治体で利用するというにつきましては、その個人番号カードの空き容量に、各自治体が利用できる情報を入れて利用をするということですので、個人番号を使うということではございません。

個人番号はあくまでも法律に定められた社会保障それから税、災害についてのみ使う。それ以外のことにこの個人番号を使うと罰せられるということになりますので、通知カードと個人番号カードは違うということで御認識をいただきたいと思っております。

町民への啓発の中で、先ほどチラシを配るということをお話ししたわけなんですけど、それについては、通知カードというのが、もう10月5日以降届くことになっております。この通知カー

ドをなくされると本人の個人番号がわからなくなりますので、その通知カードの紛失がないような情報を配布したいと考えているところです。

あと、受け取り方法につきましては、病院とか現在の住所地にいらっしゃる方については、前もって届けを出すようにということで、町のホームページ等での啓発をしているところなんです。喜界町においては病院あるいは老人ホームといった施設関係が中心になってくるかと思っておりますので、そういった通知カードが届かなかった世帯については、行政の役場に返ってくるようになっておりますので、その時点での対応にしたいと考えております。

以上です。

○議長（中島智一君）

外内千里君。

○11番（外内千里君）

大変よくわかりました。やっぱりこのカードの番号というのが大切でございますので、そこいらはぜひ今後周知徹底をしていただいて、なくさないように、また、管理をしっかりとやるようにということで、ちゃんとした啓発をしていただきたいと思います。その点についてはよろしくをお願いします。

次に、水難事故対応についてでございますが、この件につきましては大変、町長も私も同じ気持ちであつたらうなということを思います。潜水隊編成ということで、いろいろ器具関係についてもそうですが、今後、職員の編成とかそういった問題もいろいろあると思います。

そこいらは柔軟に対応していただき、やっぱり喜界町は独自のそういう体制をしっかりとつくと、いろんな場合の対応ができないと考えていますので、ぜひ、その点を考慮に入れながら今後の運営をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で質問を終わります。

○議長（中島智一君）

それでは、以上で外内千里君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。11時開会とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（中島智一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第5 報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について

△ 日程第6 報告第6号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について

○議長（中島智一君）

日程第5、報告第5号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について、日程第6、報告第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について、以上2件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

報告第5号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度財政健全化判断比率について別紙のとおり報告するものでございます。

実質的な地方債の元利償還金が財政に及ぼす負担をあらわす実質公債費比率は、25年度12.9%より0.9%改善され12.0%でございます。また、一般会計、特別会計が借り入れた地方債のほか債務負担行為に基づく支出予定額等について一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に占める割合をあらわす将来負担比率も、25年度の22.8%から7%改善され15.8%でございます。

次に、報告第6号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度資金不足比率について、別紙のとおり報告するものでございます。

本町の公営企業であります簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、屠畜場事業特別会計の資金不足比率はゼロ%でございます。

以上、監査委員の意見書を付して財政健全化法に基づく御報告をさせていただきました。

よろしくお願いたします。

○議長（中島智一君）

これで、報告を終わります。

△ 日程第7 議案第47号 平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

△ 日程第8 議案第48号 平成27年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第9 議案第49号 平成27年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第10 議案第50号 平成27年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第11 議案第51号 平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中島智一君）

日程第7、議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第11、議案第51号、平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

## ○町長（川島健勇君）

議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）ほか4件の特別会計補正予算について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ4,417万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億4,301万6,000円とするものがございます。今回の補正は、二酸化炭素排出抑制対策事業費及び防災関連施設建設費、給食センターの建設費に伴う追加と人件費の増減が主なものでございます。

それでは、2ページから4ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各項の増減について申し上げます。

歳入の主な増額ですが、2ページをお願いします。国庫支出金の国庫補助金199万8,000円、財産収入の財産運用収入68万8,000円、繰越金3,661万9,000円、諸収入の雑入524万4,000円でございます。

歳出の増額でございますが、3ページをお願いします。総務費の総務管理費1,702万2,000円、徴税費350万5,000円、戸籍住民基本台帳費95万9,000円、民生費の社会福祉費231万7,000円、保健福祉費1,136万円、児童福祉費1,005万5,000円、衛生費の環境衛生費140万8,000円、農林水産業費の農業費468万1,000円、水産業費45万9,000円、土木費の道路橋梁費120万円、港湾費32万円。4ページに行きまして、教育費の教育総務費701万1,000円、中学校費30万円、社会教育費882万5,000円、保健体育費621万8,000円を増額いたしました。

一方減額でございますが、2ページでございます。歳入の県支出金の県補助金35万5,000円、県委託金1万8,000円を減額いたしました。

歳出の減額でございますが、3ページに行きまして、総務費の選挙費54万3,000円、衛生費の清掃費は最終処分場施設整備支援業務委託料の入札執行残による2,365万2,000円の減、土木費の土木管理費178万7,000円、住宅費50万7,000円。4ページに行きまして、教育費の幼稚園費497万5,000円を減額いたしました。

次に5ページの第2表、継続費補正及び6ページの第3表、地方債補正につきまして御説明申し上げます。

継続費補正、地方債補正ともに給食センター関連機器発注に伴う年割額の変更並びに事業名を給食センター建設費から防災関連施設建設費へ改めるものでございます。

次に、議案第48号、平成27年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ2,100万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,699万4,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、療養給付費、高額療養費の増額及び国庫負担金精算返納金に伴う増額によるものでございます。

次に、議案第49号、平成27年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ778万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,212万9,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由は、一般管理費の人件費の減額によるものでございます。

次に、議案第50号、平成27年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,750万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億

7,656万4,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由につきましては、総務管理費の person 費の増額によるものでございます。

次に、議案第51号、平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありますが、歳入歳出それぞれ731万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億532万2,000円とするものでございます。今回の補正の主な理由につきましては、一般管理費の公課費、消費税の増額によるものでございます。

以上、5件につきまして御説明を申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中島智一君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第51号については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第12 議案第52号 喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

△ 日程第13 議案第53号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

△ 日程第14 議案第54号 財産の無償貸付について

○議長（中島智一君）

日程第12、議案第52号、喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第54号、財産の無償貸付についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

条例関係等につきまして、議案第52号から54号まで一括して御説明申し上げます。

議案第52号、喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この条例は、行政手続における個人を認識するための番号の利用等に関する法律、俗に言われるマイナンバー法が平成25年5月31日に公布され、その一部が平成27年10月5日から施行されることに伴い、特定個人情報の保護について規定する必要があることから今回改正を行うものでございます。

議案第53号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案第53号も議案第52号同様に、マイナンバー法施行に伴い、喜界町手数料条例の一部を改正する必要があることから今回改正を行うものでございます。

議案第54号、財産の無償貸付について、旧志戸桶小学校でありますが、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

無償貸し付けをする財産でありますが、喜界町志戸桶297番地、旧志戸桶小学校の建物の一部、723平方メートルでございます。

無償貸し付けの相手方でございますが、鹿児島県奄美市名瀬入舟町17番10号、株式会社南西テレワークセンター、代表取締役南郷辰洋でございます。

無償貸付の期間でございますが、契約締結の日から平成38年3月31日までとします。

提案理由といたしましては、ICT情報通信技術を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークは、家庭生活との両立による就労確保、育児や介護を担う者の就業促進、地域における就業機会の増加などによる地域活性化など、さまざまな効果が期待されており、本町経済の発展や住民生活の向上に寄与するものと考えますので、無償による町有財産貸付契約を締結するものでございます。

以上、御審議の上、議決していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中島智一君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第54号については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

- 
- △ 日程第15 認定第1号 平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第16 認定第2号 平成26年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第17 認定第3号 平成26年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第18 認定第4号 平成26年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第19 認定第5号 平成26年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第20 認定第6号 平成26年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第21 認定第7号 平成26年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第22 認定第8号 平成26年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △ 日程第23 認定第9号 平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中島智一君）

日程第15、認定第1号、平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第23、認定第9号、平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

○町長（川島健勇君）

認定第1号、平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について、ほか8件の特別会計を一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度の各会計歳入歳出決算について、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を皆様のお手元に配付させていただきましたが、主要施策の成果に関する調書により詳細に説明してございますので、ここでは決算内容の概略だけを御説明申し上げます。

認定第1号、平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度決算につきましては、当初予算の段階におきまして十分御審議をいただいております。さらに国・県の動向により補正予算等の執行を進め、各種事業を実施してまいりました。

主な事業といたしましては、総務費においては、庁舎玄関前改修工事、集落公民館浄化槽設置工事、集落活性化推進助成金、防災行政無線デジタル化整備事業、明許繰越事業の光海底ファイバー敷設工事、衆議院議員選挙費。民生費におきましては、地方改善施設整備事業、高齢者福祉業務、障害者福祉業務、諸健診業務委託、保健センター及び包括支援センター運営事業、健康増進事業、児童発達支援事業費、児童福祉業務。衛生費におきましては、焼却灰運搬処理委託、廃棄物収集及び運搬業務委託、最終処分場施設整備支援業務委託、クリーンセンター補修工事、海岸漂着物地域対策推進費。農林水産業費においては、県営畑地帯総合整備事業、地域園芸活性化事業補助金、アリモドキゾウムシ、かんきつグリーンング病等特殊病害虫の防除事業、青年就農給付事業、農業体質強化基盤整備事業、営農支援センター及び加工販売施設運営事業、地籍調査事業、離島漁業再生支援事業、水産物加工施設整備。商工費におきましては、商工会運営補助、アミュプラザ物産展等。土木費においては、道路改良舗装、喜界島港改修工事、公営住宅建てかえ工事。消防費においては、消火栓設置、災害対策。教育費においては、学校再編に伴う小中学校の各種改修事業、埋蔵文化財発掘調査、町総合グラウンド改修工事等を実施してまいりました。

平成26年度喜界町一般会計では、78億3,198万2,000円の予算規模に対しまして、歳入決算額69億5,925万4,000円、歳出決算額68億5,366万2,000円、歳入歳出差引額1億559万2,000円。翌年度へ繰り越す財源1,672万9,000円を差し引くと、実質収支額8,886万3,000円となり、地方自治法第233条の2の規定により、4,450万円を財政調整基金に繰り入れました。

平成26年度決算におきましては、家畜導入事業にかかわる国庫相当額返還金に充てるため、肉用牛特別導入事業基金から1,403万7,000円の繰り入れを行いました。決算統計の分析では経常収支比率89.6%で対前年比0.4%の増。ここ数年は埋蔵文化財発掘調査に伴う賃金や、農業振興事業における町単独補助費等の増加のため、経常収支比率も増加傾向にあります。

実質公債比率は12.0%で、対前年比0.9%減の状況にあります。今後も給食センター建設等大型事業も控えておりますので、引き続き健全財政運営に努めてまいります。

また、町税の徴収率につきましては、厳しい財政状況、経済状況の中で、町民の皆様の深い御理解と御協力及び納税義務の意識向上等により、前年度を0.5%上回り91.2%の徴収率を得ることができました。

次に、特別会計の認定第2号から第9号までの説明を申し上げます。

認定第2号、平成26年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

国民健康保険特別会計事業勘定につきましては、予算現額11億2,422万2,000円に対しまして、歳入決算額11億1,857万2,000円、歳出決算額11億1,721万5,000円、歳入歳出差引額135万7,000円が実質収支額となりました。予算対比につきましては、歳入決算額において99.5%、歳出決算額において99.4%の結果となっております。国保税の現年度徴収率は93.8%で、前年度を0.7%上回っております。今後とも相互扶助の保険制度を理解していただき、徴収努力に努めてまいり所存でございます。

次に、直営診療施設勘定でございますが、予算規模1,273万6,000円に対しまして、歳入歳出決算額とも1,195万4,000円となっております。

次に、認定第3号、平成26年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度決算につきましては、予算現額8億9,669万4,000円に対しまして、歳入決算額8億9,859万2,000円、歳出決算額8億9,608万1,000円、歳入歳出差引額251万1,000円が実質収支額となっております。予算対比につきましては、歳入決算額において100.2%、歳出決算額において99.9%の結果となっております。

次に、認定第4号、平成26年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度決算につきましては、予算現額9,356万9,000円に対しまして、歳入決算額9,504万8,000円、歳出決算額9,353万4,000円、歳入歳出差引額151万4,000円が実質収支額となっております。

次に、認定第5号、平成26年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度決算につきましては、予算現額3億8,133万7,000円に対しまして、歳入決算額3億8,135万4,000円、歳出決算額3億6,656万4,000円、歳入歳出差引額1,479万円が実質収支額となっております。予算対比につきましては、歳入決算額において100.0%、歳出決算額において96.1%の結果となっております。

次に、認定第6号、平成26年度喜界町屠畜場特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度決算につきましては、予算現額160万6,000円に対して、歳入歳出決算額とも159万2,000円となっております。予算対比につきましては、歳入歳出決算額とも99.1%の結果となっております。

次に、認定第7号、平成26年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度決算につきましては、予算現額13億3,336万9,000円に対しまして、歳入決算額8億6,216万5,000円、歳出決算額8億6,207万7,000円。翌年度へ繰り越す財源8万8,000円を差し引くと、実質収支額はゼロ円となります。予算対比につきましては、歳入歳出決算額とも翌年度繰り越し4億6,900万円に伴い、64.7%と低い執行額となっております。

次に、認定第8号、平成26年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成26年度決算につきましては、予算現額5,245万3,000円に対して、歳入歳出決算額とも5,187万3,000円となっております。予算対比につきましては、歳入歳出決算額とも98.9%の結果となっております。

次に、認定第9号、平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。



平成26年度決算については、予算現額 2 億6,357万6,000円に対して、歳入歳出決算額とも 2 億6,248万2,000円となっております。予算対比につきましては、歳入歳出決算額とも99.6%の結果となっております。

以上、一般会計及び特別会計の決算の概略を説明申し上げます。

番号法改正などを含めた政策の不確定要素が多く、制度の改廃などにより財源が削減されるなど、厳しい状況ではありましたが、平成26年度決算につきましては、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力のもと、おおむね所期の目的を達成することができました。

以上でございます。

よろしく御審議の上、認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島智一君）

これから総括質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

総括質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、議長並びに監査委員を除く11名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

本件については、11名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することと決定いたしました。

これより、決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控え室といたします。

しばらく休憩とします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時31分

○議長（中島智一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨通知がありましたので、報告いたします。

委員長に青山春男君、副委員長に外内千里君と決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は9月17日、9時30分から開きます。

本日はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時33分

# 平成 27 年第 3 回喜界町議会定例会

平成 27 年 9 月 17 日

(第 2 日)

平成27年第3回喜界町議会定例会

平成27年9月17日（木曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第47号 平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第2 議案第52号 喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第54号 財産の無償貸付について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第4 議案第48号 平成27年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第49号 平成27年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第50号 平成27年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第51号 平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第53号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

[決算審査特別委員長報告]

- 日程第9 認定第1号 平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成26年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成26年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成26年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成26年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成26年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成26年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第8号 平成26年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第9号 平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第55号 平成26年度喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約の締結について

- 日程第19 議案第56号 平成27年公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）の工事請負契約の締結について
- 日程第20 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 発議第8号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書（案）の提出について
- 日程第22 発議第9号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）の提出について
- 日程第23 議員定数等に関する特別委員長報告
- 日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	峰山 恵喜光 君	2番	河上 弘仁 君
3番	谷本 泰男 君	5番	榮 哲治 君
6番	生駒 弘 君	8番	乾 和夫 君
9番	安田 英次郎 君	10番	里村 忠弘 君
11番	外内 千里 君	12番	上間 一寛 君
13番	安岡 歡眞 君	14番	青山 春男 君
15番	中島 智一 君		

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 局長 吉沢 伸一 君      事務局 局長補佐 來 和 法 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇 君	副町長	嶺 義久 君
教育 長	積山 泰夫 君	総務課 長	武田 秀伸 君
税務課 長	武藤 裕和 君	企画観光課 長	吉行 進 君
住民課 長	嶺岡 寿一 君	消防分署 長	前泊 哲治 君
早町支所 長	値 貞 豊 君	生涯学習課 長	岩松 利和 君
農業振興課 長	金江 茂 君	建設課 長	加島 英郎 君
喜界園園 長	初 秀樹 君	会計管理者	愛津 克浩 君
教委総務課 長	幸田 勝光 君	農委事務局 長	住岡 秀樹 君
保健福祉課 長	富 充 弘 君	水環境課 長	秋田 達磨 君
あゆみ幼稚園園 長	栄 四枝 君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（中島智一君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりでございます。

△ 日程第1 議案第47号 平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（中島智一君）

日程第1、議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について各常任委員長の報告を求めます。

初めに総務文教常任委員長、外内千里君。

[総務文教常任委員長外内千里君登壇]

○総務文教常任委員長（外内千里君）

おはようございます。報告いたします。

去る9月7日本会議において、当総務文教常任委員会に付託されました議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会分について審査が終了しましたので、報告いたします。

委員会は9月8日、委員全員出席のもと、日程を1日間と定め、審査に当たっては主管課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ4,417万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億4,301万6,000円とするもので、第2表の継続費の補正の事業名を、給食センター建設費を防災関連施設建設費に変更し、平成27年度の年度割の1,250万円を2,922万6,000円に増額し、第3表の起債目的を、15の学校給食施設整備事業債を16の防災関連施設整備事業債に変更するものです。

それでは、歳入の主なものについて報告いたします。

増額で総務費、国庫補助金292万9,000円は、10月から開始される個人カード交付事業補助金で、財産貸付収入は、NTTより喜界町光ブロードバンド使用料として68万8,000円、前年度繰越金として3,661万9,000円、雑入で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金999万4,000円です。

減額の主なものは、派遣職員等の人件費505万円です。

次に、歳出の増額についてですが、主なものは総務費の一般管理費の事務備人料で、220万円は障害者雇用2名分です。

旅費はマイナンバー制度の研修等、需用費は本町で県町村長会が開催されるためです。シルバー人材センター委託料の47万4,000円は皆減されております。

文書広報費、広報車購入費で70万円、財産管理費の台風で被害があった庁舎、コミュニティーの屋根の修理費で517万円となっております。

企画費の奄美空港誘客促進事業負担金162万円は、バニラエアの地上支援機材を大島本島の5市町村と喜界町で購入し貸し出すためと、二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金999万4,000円は、バカスを燃料としたハウス暖房試験を行うもので、民間委託し実証試験を行うものです。

電算管理費の委託料245万8,000円の増額は、10月より導入されるマイナンバー制度に対応するための各委託料です。諸費の152万円の増額は、町税の還付金です。喜界町光ブロードバンド管理費62万円は、歳入のブロードバンド使用料を海底光ファイバー等設備保険料と赤連早町中継局の使用料に充てるものです。ふるさと寄附金事業の91万3,000円は、新たな事業でふるさと寄附金制度を充実させるもので、インターネットのふるさとチョイスを活用する予算や事務備人料として44万円を計上してあります。

地方改善施設整備事業400万円の増額は、湾地区サバニ横と幸陽苑前の道路の改良工事等で、設計単価の増額と電柱移転工事の追加に伴う増額で、事業の関係で今回は単独事業となっております。

水産業振興費の45万9,000円の増額は、小野津漁港防波堤の上の標識灯1基をLEDに変更するものと、グラウンドナイター設備の修理のためです。

土木費の原材料費120万円の増額は、坂嶺西目間の道路の流水対策で水路を取りつけるためです。

住宅管理費の100万円はシロアリ被害に伴う修繕料等、役務費のシロアリ駆除手数料に24万3,000円、工事請負費の75万円の減額は、元塩道教員住宅浄化槽接続を都合により来年度に先送りするためです。

防災関連施設建設費の2,922万6,000円は、給食センター建設費1,250万円を皆減し、新たに基本設計、実施設計、地質調査、用地購入等を予算化するものです。

文化財保護費の118万6,000円の増額の主なものは、埋蔵文化財センターの来訪者の増加と、土曜、日曜の開館希望に対応するためのセキュリティー対策や、土曜日、日曜日の開館をしてくださる郷土研究会会員への備人料です。

保健体育費総務費の621万円8,000円の増額は、国民文化祭の開催にあわせ体育館の緞帳を修理するためです。

次に質疑の主なものについて報告いたします。

総務一般管理費の障害者雇用の内容についての質疑に、町の法定障害者雇用率の低下もあり、精神障害者2名を総務課に配属し、クリーンセンターや図書館業務に従事、そのほか町内の庁舎内の軽微な作業や文書配布を予定している。

ふるさと寄附金事業について、事務備人料について、返礼費について、ネットでの申し込み状況についての質疑に、ふるさとチョイスに加わることで、増えることが期待でき、申し込みが増加すると思われる。お礼は2割から3割で本人が希望するものを準備している。パッション、マンゴー、クルマエビ等をパンフレットに載せPRしている。ネットの申し込みは26年度は5件である。

早町地区の住宅不足により湾地区に住むことを余儀なくされている現状に、早町地区住宅の水洗化と新たな住宅建設はできないかの質疑に、現在建てかえ計画が進行中であるため、対応は難しいとのことでした。

以上で質疑を終結し、討論なく、議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は適切であると認めました。

以上で報告を終わります。

○議長（中島智一君）

それでは続いて、産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

おはようございます。

議案第47号、喜界町一般会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

平成27年9月7日の第3回定例会において当委員会に付託されました議案第47号から議案第53号までは町長より説明を受けましたが、さらに詳細な説明を受けるため、全委員出席のもと委員会を開催し、審査期間を9月8日の1日間と定め、担当課長の出席を求め慎重に審査を行ったところであります。その審査が終了いたしましたので、御報告申し上げます。

議案第47号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,417万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,301万6,000円とするものであります。

各所管分について御説明申し上げます。

まず、農業委員会所管分の歳入については9ページ、款の15県支出金、県補助金農林水産費補助金47万円の減額は、機構集積支援事業費補助金交付の決定によるものです。

歳出は17ページ、款の5農林水産業費、農業委員会事務局費賃金11万6,000円の増額は、事務備人料です。目の機構集積支援事業費補助金46万円の減額は、交付決定による減額であります。

次に、農業振興課所管分についての歳入は9ページ。款の15県支出金、農林水産業費委託金16万2,000円の増額は、奄美群島移動規制害虫特別防除事業委託金でアリモドキの分が10万7,000円で、カンキツグリーンング分が5万5,000円です。

歳出は17ページ、款の5農林水産業費、農業振興費7万5,000円の増額は、担当職員と農家2名分の旅費です。目の12糖業振興費48万6,000円の増額は、サトウキビの浸透箱設置のための原材料費です。設置場所は佐手久であります。目の17家畜診療所運営費15万3,000円の増額は、獣医住宅の修繕料です。目の20自然休養村管理センター運営費68万円の増額は、畳部屋とボイラー室のドアの修繕費に30万円、クーラー関係に28万円、外灯関係が10万円です。目の21特殊病害虫特別防除事業費の10万7,000円の増額は、アリモドキ防除に伴う消耗品です。目の37奄美農業創出支援事業費7万4,000円の増額は、カボチャ農家の視察旅費であります。目の40農地費需用費40万円の増額は電気代です。原材料費90万円の増額は道路と側溝の修理費であります。

次に、住民課所管分について申し上げます。歳入は9ページ、款の14国庫支出金、衛生費国庫補助金93万1,000円の減額は、最終処分場施設整備事業交付金で、事業費の減によるものです。目の総務費国庫補助金292万9,000円の増額は、個人番号カード交付事業補助金268万6,000円、個人番号カード交付事務費補助金24万3,000円であります。

歳出は13ページ、款の2総務費、戸籍住民基本台帳費、節の賃金74万円の増額は臨時職員の事務備人料です。需用費8万1,000円と役務費5万2,000円増額分と賃金の11万円分は補助対象額です。節の交付金268万6,000円の増額も補助対象になります。



次に、14ページ、款の3民生費、社会福祉費国民年金事務費負担金14万5,000円の増額は、システム改修による町村会への負担金であります。消費者行政活性化事業1万4,000円の増額は旅費です。目の4住民生活費112万5,000円の増額は、坂嶺生活館裏側の修繕料です。

次に、16ページ、款の衛生費環境衛生総務費旅費10万3,000円、火葬場費30万円の増額は燃料費です。

項の2清掃費じんかい処理費2,365万2,000円の減額は、旅費が7万7,000円、修繕料152万6,000円、工事費235万円の増額と、最終処分場施設整備支援業務委託料の2,760万5,000円の減額です。委託の減は当初予算に4,110万5,000円を計上しておりましたが、その中に実施設計業務と処理施設使用書が入っておりまして、工事に取りかかる1年前に設計したほうが単価の入れかえなどしなくて済むので先延ばししたためとのことであります。

目の海岸漂着物地域対策推進費は、委託料と使用料の予算の組み替えであります。

主な質疑といたしまして、最終処分場の工事の予定と場所は決定したのかに対しまして、計画では平成31年、2年の計画で、場所は塩道のところで環境影響調査をしているとの説明でありました。

続いて、保健福祉課所管分について申し上げます。

歳入は9ページ、款の15県支出金、民生費県補助金11万5,000円の増額は、地域自殺対策強化事業補助金です。

歳出は13ページ、款の民生費、社会福祉総務費繰出金128万3,000円の減額は、国民健康保険特別会計繰出金を315万2,000円増額、介護保険特別会計繰出金を443万5,000円減額するものです。

目の5後期高齢者医療費6万6,000円の増額は印刷製本費です。項の2保健福祉費保健福祉総務費2,083万5,000円、目の7保健センター運営費498万1,000円の増額は、人事異動に伴うものです。

次に、目の包括支援センター運営事業費1,409万5,000円減額は、給料等1,339万5,000円減額、特定高齢者福祉用具購入扶助費70万円の増額で、これは介護保険特別会計から組み替えるものであります。目の14健康増進事業費、節の賃金73万円の減額は、介護保険特別会計の二次予防に組み替えるものです。報償費の7万4,000円、旅費2万4,000円、需用費8万4,000円は、自殺予防対策強化事業に増額するものであります。役務費18万7,000円は検診車の公送料です。項の3児童福祉費、放課後児童クラブ運営事業費85万2,000円の増額は、喜界児童クラブと早町児童クラブのトイレの改修費です。目の6児童発達支援事業費需用費57万8,000円の増額は、旧幼稚園のフェンス等を改修するものであります。

続いて、水環境課所管分について、歳入はなく、歳出は19ページ、土木費土木総務費繰出金731万8,000円は、公共下水道事業特別会計の繰出金であります。内訳につきましては特別会計で御説明申し上げます。

以上をもって審査を終了し、ほかに質疑、討論はなく採決に入りました。

議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、出席委員の全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（中島智一君）

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第52号 喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

△ 日程第3 議案第54号 財産の無償貸付について

○議長（中島智一君）

日程第2、議案第52号、喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第54号、財産の無償貸付について、以上2件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、外内千里君。

[総務文教常任委員長外内千里君登壇]

○総務文教常任委員長（外内千里君）

報告いたします。

去る9月7日、本会議において当総務文教常任委員会に付託されました議案第52号、喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第54号、財産の無償貸付について、審査が終了しましたので、その経緯と結果について、報告いたします。

当委員会は、9月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、日程を1日間と定め、審査に当たっては主管課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第52号は、10月から施行されるマイナンバー制度の個人ナンバー保護のために改正されるものです。主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号をその内容に含む特定個人情報について規制する必要があるため改正を行うもので、個人情報の利用の制限、提供の制限、開示の請求等の規定を定めるもの

です。

議案第54号は、雇用の創設を目的として旧志戸桶小学校校舎の一部を在宅で仕事ができるオペレーター育成の施設として無償で貸し付けるもので、貸し出す相手は、奄美市名瀬の株式会社南西テレワークセンターです。なお、貸し出し期間は平成38年3月31日までで、幼稚園の運営には支障がないように配慮するとのことでした。

主な質疑は、相手が民間であるので、10年間契約の終了後、延長については区切りをつけ、以後有償とするのが望ましいのではないかと指摘に対し、事業の性質上利益が上がる可能性は少なく、また教育施設であったため、有償とすれば起債償還の問題もありますとの答弁でした。

当委員会は慎重審査の上、議案第52号、議案第54号は討論なく、適切であると認めました。

以上で報告を終わります。

○議長（中島智一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

討論なしと認めます。

議案第52号及び議案第54号の2件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第52号及び議案第54号の2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてと、議案第54号、財産の無償貸付についての2件については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第48号 平成27年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第5 議案第49号 平成27年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第6 議案第50号 平成27年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）について

△ 日程第7 議案第51号 平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

## について

### △ 日程第 8 議案第 53 号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

#### ○議長（中島智一君）

日程第 4、議案第 48 号、平成 27 年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてから日程第 8、議案第 53 号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例についてまでの 5 件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

#### ○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

御報告申し上げます。

特別会計、議案第 48 号、平成 27 年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,100 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 1,699 万 4,000 円とするものであります。

歳入については、6 ページ。款の 7 前期高齢者交付金 1,565 万円の増額は交付決定によるものです。

款の 10 繰入金一般会計繰入金 315 万 2,000 円の増額は、法定外一般会計繰入金です。

款の 11 繰越金は 135 万 5,000 円の増額です。

款の 12 諸収入第三者納付金は 84 万 5,000 円の増額です。

歳出につきましては、7 ページ。款の 1 総務費、一般管理費 4 万 3,000 円の増額は、印刷製本費です。

款の 2 保険給付費一般被保険者療養給付費 1,000 万円増額は、対前年度比 121.15% 増えているためであります。次に、目の一般被保険者療養費は 100 万円の増額です。項の 2 高額療養費、目の 1 一般被保険者高額療養費 1,000 万円の増額は、対前年度比 166.65% 伸びているためであります。

款の 3 後期高齢者支援金 1,093 万 4,000 円の減額は、交付決定によるものであります。

款の 8 保健事業費保健衛生普及費 4 万 3,000 円の減額です。

次に、8 ページ。款の 11 諸支出金、償還金及び還付加算金償還金 1,093 万 6,000 円の増額は、前年度の実績確定によるものであります。

次に、議案第 49 号、平成 27 年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 778 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 1,212 万 9,000 円とするものであります。

歳入につきましては、6 ページ、款の 2 国庫支出金調整交付金 331 万 1,000 円の減額は、見込み額によるものです。目の 2 地域支援事業交付金 83 万 9,000 円減額と、目の 3 地域支援事業 23 万 4,000 円の減額は、人事異動によるものです。

款の 3 支払基金交付金地域支援事業交付金 94 万円の減額は、交付金の仮決定によるものです。

款の 4 県支出金地域支援事業交付金 41 万 9,000 円減額と、目の 3 地域支援事業繰入金 11 万 7,000 円減額も人事異動によるものです。それに伴い、目の 5 一般会計繰入金を 389 万 9,000 円減額するものであります。

款の8繰越金250万9,000円の増額は、前年度繰越金です。

歳出につきましては、7ページ、款の総務費一般管理費需用費9万3,000円の増額は介護保険六法等の冊子の購入と窓あき封筒等であります。項の2徴収費、賦課徴収費2万円増額は、システム改修による負担金支払いです。項の3介護認定審査会費認定調査会費146万2,000円減額は、認定調査員が3名から2名になったためであります。

款の2保険給付費、介護サービス等諸費は財源の組み替えです。

次に、8ページ。地域支援事業費介護予防事業費、目の二次予防高齢者施策事業費、賃金191万9,000円の増額は、事務備人料73万1,000円と看護師備人料です。目一次予防高齢者施策事業費、委託料12万円の増額は、介護予防教室をがじゅまるに委託するものです。項の3包括支援事業任意事業費60万円の減額は、特定高齢者福祉用具購入扶助が補助対象外になったため70万円減額し、一般会計へ組み替えるもので、成年後見制度利用支援扶助10万円を新たに設けたものであります。

次に、9ページ、款の6諸支出金償還金及び還付加算金第1号被保険者還付金7万2,000円の増額は、1号被保険者保険料の還付金であります。

次に、議案第50号、平成27年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,750万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,656万4,000円とするものであります。

歳入は、6ページ、款の2繰入金基金繰入金老人福祉施設事業基金271万3,000円の増額は、老人福祉施設事業基金を繰り入れるものです。

款の3繰越金1,478万9,000円増額するものです。

歳出は、7ページ、款の総務費施設管理費一般管理費1,750万3,000円の増額は、人事異動に伴う給料等1,723万5,000円増額と、旅費の17万9,000円、役務費2万円、賃金負担金6万9,000円の増額は主に人件費であります。

次に、議案第51号、平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ731万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億532万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、6ページ、一般会計繰入金を731万8,000円増額し、総額1億6,454万6,000円とするものです。

歳出は7ページ、款の1土木費都市計画費一般管理費731万8,000円の増額は、消費税分であります。

次に、議案第53号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例について。

第1条、喜界町手数料条例（平成12年喜界町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、住民基本台帳カードの再交付1件につき500円を、住民基本台帳カードの再交付1件につき500円、個人番号カードの通知カードの再交付1件につき500円に改める。

第2条、喜界町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、住民基本台帳カードの交付1件につき500円、住民基本台帳カードの再交付1件につき500円、個人番号の通知カードの再交付1件につき500円を、個人番号の通知カードの再交付1件につき500円、個人番号カードの再交付1件につき800円に改める。

附則、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

この条例第1条は、個人番号の通知カードが10月5日から交付されますので、個人番号の通知カードの再交付1件につき500円を追加するものです。第2条は、平成28年1月1日から個人番号カードが交付されるのにあわせて、個人番号カードの再交付1件につき800円を追加するものです。

個人番号カードが交付されることにより、住民基本台帳カードは廃止されます。

以上で審査を終結し、ほかに質疑、討論なく、一括して採決に入りました。特別会計第48号、第49号、第50号、第51号及び第53号の手数料の一部を改正する条例は、委員の全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中島智一君）

これから産業福祉常任委員長の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号から議案第53号までの以上5件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。

議案第48号から議案第53号までの5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成27年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから議案第53号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例についてまでの5件については、原案のとおり可決されました。

---

△ 日程第9 認定第1号 平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第10 認定第2号 平成26年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第11 認定第3号 平成26年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△ 日程第12 認定第4号 平成26年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- △ 日程第13 認定第5号 平成26年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第14 認定第6号 平成26年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第15 認定第7号 平成26年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第16 認定第8号 平成26年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △ 日程第17 認定第9号 平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中島智一君）

日程第9、認定第1号、平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第17、認定第9号、平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上9件を一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長、青山春男君。

[決算審査特別委員長青山春男君登壇]

○決算審査特別委員長（青山春男君）

おはようございます。ただいま議題となりました各会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第1号、平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号、平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての9件でございます。

委員会は、本会議に提出された各会計歳入歳出決算書、主要施策の成果に関する調書及び監査意見書を参考に、9月9日と10日の2日間、執行部の出席を求め、詳細なる説明を聴取する中で、適性に予算が執行されているか、期待した行政効果が得られているか、さらには、今後改善を要する点はないかなどに主眼を置き、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、平成26年度の決算の概要であります。当年度の一般会計歳入決算額は69億5,925万4,000円で、予算現額に対する収入割合は88.9%でございます。歳出決算額は68億5,366万2,000円で、予算現額に対する執行割合は87.5%でございます。歳入歳出差引額は1億559万2,000円となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8,886万3,000円でございます。なお、このうち4,450万円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金に繰り入れております。

審査の過程での主な質疑意見などを集約して報告いたします。

まず、自主財源が13.3%、依存財源が86.7%と国県等に依存する財政構造ではございますが、本町の数少ない自主財源の中で大きな割合を占める町税は5億123万8,000円で、決算に占める割合は7.2%となっております。なお、収入未済額は4,716万2,000円で、前年度より130万7,000円の減額となっております。また、不納欠損処分したものは451万8,000円で、前年度よ

り60万2,000円の増額となっております。

町税は歳入における最も有効な自主財源で、義務として納入すべき公的負担であります。したがって滞納を生じているとすれば、期限までに納税した善良なる町民との間に大きな不公平が生じることになります。不納欠損処分した内容については、地方税法上の消滅時効に関わる処分ではありますが、時効中断の手続を適時に行うなど、安易に時効成立による不納欠損を行うことのないように努め、公平性を確保し、町民の納付意欲を阻害しないよう十分留意されたい。また、新規滞納者を抑制し、滞納分の一層の圧縮に努めていただきたい。

なお、その他の使用料等の滞納分についても、誓約書等により定期的な徴収を進めることで成果を得ている事例もあることから、今後も未納分の解消に向けて、納入者の個別事情に応じたきめ細かい収納対策に加え、徴収関係課の連携により、効率的かつ継続的な収納体制を確保し、徴収率向上に向けてさらなる取り組みに努めていただきたいと思っております。

26年度分の町債発行額は7億9,039万4,000円で、前年度と比べて3億7,344万4,000円の増額となり、構成比は11.4%でございます。平成26年度の借入残高は61億5,069万7,000円となっております。将来世代への負担が過度なものとならないよう、事業効果においても現役世代のバランスを考慮しながら、持続可能な財政運営の見通しのもと、引き続き事業の選択と有利な町債の活用には十分配慮を願うものであります。

歳入関係の主な質疑、意見等については、次のとおりです。

地方交付税は8,000万円の減額であるが今後の動向はの質疑に対し、年々減ってはいるが27年の決定額は少し増えている。地方創生を進める中で交付税関係も手当てされるであろうが、将来的には国の財政も厳しいことから、今後も危機感を持って財政運営に取り組むとの説明でありました。

今後の財政運営については、本町の主要な自主財源である町税等についても大きな伸びは期待できず、加えて国の補助金交付金等についても、国の施策により状況が変わることも考えられ、決して楽観できるものではないと考えます。引き続き危機感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、歳出でございます。歳出額を前年度と比較しますと7億5,640万6,000円増額となっておりますが、性質別構成比では義務的経費が34.4%、投資的経費が31.6%と大きな構成比を示しております。このような歳出の状況により、経常収支比率が89.6%と引き続き高い水準にとどまっている状況でございます。

歳出の主なものは、総務費の庁舎玄関前改修工事、コミュニティセンター非常用発電機設備工事、離島海底光ファイバー等整備事業、条件不利性改善事業、民生費の地方改善施設整備事業、障害者自立支援給付費、保育所運営費、児童手当、衛生費の最終処分場施設整備支援業務、海岸漂着物地域対策推進費、農林水産費の地域園芸活性化事業、奄美農業創出支援条件整備事業、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）であります。荒木中央と手久津久地区であります。

土木費の喜界島港港湾整備事業、志戸桶と浦原地区であります。道路改良事業、早町地区であります。地域住宅交付金事業、湾宮戸団地であります。教育費の埋蔵文化財発掘調査総合グラウンド改修工事等でございます。



少子高齢化に伴う扶助費等の義務的経費の増大、給食センターや最終処分場の建設、特別会計への繰出金、屠畜場、火葬場等の各施設の維持管理費等が不安要素として山積していることから、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、各種施策においては基金を効率的に活用し、公共施設整備基金により各種施設の延命化を図り、新規事業の導入については予算編成時において内容を十分精査され、今後もバランスのとれた財政運営を行い、財政効率をより一層高めたいと思います。

歳出関係のその他の質疑、意見等については、次のとおりです。

観光については、減少傾向であった入り込み客の客数が、奄振交付金事業の活用やバニラエアの就航に伴い、912名の増となっております。今後も積極的に事業を活用し、広域事務組合奄美群島観光物産協会、町観光物産協会と連携しながら、継続的に取り組むことを要望いたします。

営農支援センター関係で、ブロッコリー、カボチャ、トウガラシの現状と今後の見通しについての質疑に対し、既存の栽培者や新規参加者に対して講習会やヒアリングを実施し、面積を把握しながら、第2地下ダムに向けて面積拡大に取り組んでいるとの説明がありました。新たな作物が定着するよう期待いたします。

カラス駆除のための有害鳥獣捕獲施設は農産物の被害軽減に役立ったかとの質疑に対し、合計で330羽ほど捕獲した。スイカ等に対する被害は減っていると認識しているが、現段階で直接的な効果がどの程度なのかは把握できないとの説明でありました。検証を進め、さらに効果的な対策を講じるよう要望いたします。

健康増進事業のゲートキーパーについての質疑に対しては、自殺防止、うつ病等に対する正しい対処の仕方等について研修会を実施している。本町は全国的にも多く、特に40代、50代の男性が多い。原因がいろいろあるので対応に苦慮しているとの説明でした。大変難しい事案ですが関係機関で連携しながら継続的な取り組みをお願いいたします。

埋蔵文化財発掘調査事業で、半田遺跡の今後の活用についての質疑に対しては有識者の提言を受けているが、国指定を待って他団体の活用事例も踏まえ具体的に検討していくとの説明でした。歴史的にも貴重な資源である遺跡群について、有効な活用策を期待しております。

続きまして、各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計決算については、歳入決算額11億1,857万2,000円で、歳出決算額11億1,721万5,000円で、実質収支額は135万7,000円となっております。特別調整交付金の増額により昨年度より2,000万円減額ではありますが、一般会計から3,650万円の法定外繰り入れを行っております。退職被保険者制度の終了により、今後の歳入の方向性も未定である等、国民健康保険を取り巻く厳しい状況は理解できますが、国保加入者の相互扶助の精神で成り立つ国保運営のバランスを保つためにも、引き続き国県の動向を注視しながら、国保税の収納率向上対策と、あわせて特定健診の受診率向上等医療費抑制に向けた取り組みを望むところであります。

次に、直営診療所施設勘定でございますが、歳入歳出決算額は1,195万4,000円となっております。7月から月1回、各月第4日曜日から4日間を基本として診療を再開し、延べ497名の診療を実施しております。今後も町民のニーズに応えた診療体制を維持し、町民の健康と安心

を確保していただけるよう望むところであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額8億9,859万2,000円で、歳出決算額8億9,608万1,000円、実質収支額251万1,000円となっております。民間福祉事業所やケアマネジャー等専門職不足の中ではございますが、保険給付費が歳出決算額の92.3%を占めることから、地域包括支援センターを中心にサービス調整を行い、限られた資源を有効に活用し、独居老人世帯の見守りや、今後増加が予想される認知症対策に努めていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額9,504万8,000円、歳出決算額9,353万4,000円、実質収支額151万4,000円となっております。ますます進む高齢化に伴い医療費増大が見込まれ、今後の財政運営への影響が懸念されます。継続的な徴収にもかかわらず、時効により不納欠損も生じております。各保険料についても厳しい状況ではありますが、引き続ききめ細かな徴収対策を望むところであります。

次に、老人福祉施設事業特別会計につきましては、歳入決算額3億8,135万4,000円、歳出決算額3億6,656万4,000円、実質収支1,479万円となっております。老人福祉施設につきましては、職員の基準が満たしてはいても、人的配置が足りていない状況が続いています。臨時職員が多い状況で介護職員の確保に苦勞されているようですが、役割に応じて身分の保障も含めて待遇の改善を検討、人的配置の充実を図る必要があります。十分なサービスが行き届いているか、いま一度検証し、事業の内容等も含め今後の方向性について早急な対策を望むところであります。

続いて、屠畜場事業特別会計についてでございますが、歳入歳出決算額はそれぞれ159万2,000円となっております。建屋や資機材の老朽化が進んでいる状況ではありますが、施設の維持管理に必要な措置を講じながら、衛生管理と食肉処理の適正化に努めるようお願いいたします。

次に、簡易水道事業特別会計でございますが、歳入決算額8億6,216万5,000円、歳出決算額8億6,207万7,000円となっております。硬度低減という課題も克服しながら、将来にわたって安全な水を安定供給するために進めてきた統合事業の西部地区の事業完了が待たれる中ですが、難題を抱えながらも引き続き予算を確保し、供用開始まで確実に事業を積み上げていただきたいと思います。今後も老朽管の更新、施設の維持、保守管理を徹底し、設備の延命化を図っていただき、給水停止措置等の未納者対策についても、生活困窮者への行政的配慮を行いながらも公平性の観点から引き続き実施し、使用料についても健全運営を考慮し、検討を進めることを要望いたします。

次に、農業集落排水事業特別会計についてでございますが、歳入歳出決算額はそれぞれ5,187万3,000円となっており、歳入は、使用料908万2,000円に対し繰入金3,779万1,000円で、全体の72.9%を占めている状況です。加入戸数につきましては全体的に低位に推移し、健全な運営加入戸数に至っていないのが現状であります。施設の維持補修費も今後ますます増加することが予想されますので、最適整備構想策定業務委託調査の結果を踏まえ、日ごろから徹底した施設の管理に努め、機械設備の延命化を図りながら、一般会計からの繰り入れの抑制と経費節減を図り、健全な運営に努めていただきたいと思います。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。歳入歳出決算額2億6,248万2,000円

となっております。平成11年から実施された事業も26年度をもって完了いたしました。総事業費50億円の事業効果を確立するために、引き続き加入促進及び施設の維持につきまして、最善の努力をお願いするところであります。

以上、審査の過程においての各委員からの主な質疑、意見などを集約して報告いたしました。

最後に、潜在力を生かした自らによる地域づくりが求められる中で、安定的な行政サービスを維持しながらも、創意工夫によって新たなものを生み出すことも必要になります。地方創生総合戦略の策定作業も大詰めを迎えていますが、地域資源の積極的な活用などにより、経済性及び効率性さらには将来負担の観点からも、不断に検証し、真に必要な性の高い施策への投資の重点化を図るよう望むところであります。

よって、認定第1号、平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定及び認定第2号から認定第9号までの平成26年度喜界町特別会計歳入歳出決算認定については、厳しい財政状況下ではありますが、限られた財源の中で各種事業の効率的な推進が図られており、成果をおさめたものと認め、討論なく、採決を行ったところ、いずれも適正と認め、本委員会は全会一致で認定することに決定いたしました。

これもちまして、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中島智一君）

これから、認定第1号から認定第9号までの9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（中島智一君）

起立多数です。

したがって、認定第1号、平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号、平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定までの9件については、認定することに決定いたしました。

暫時休憩とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（中島智一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第18 議案第55号 平成26年度喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約の締結について

○議長（中島智一君）

日程第18、議案第55号、平成26年度喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。議案第55号、平成26年度喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約の締結について、平成26年度から翌年度へ繰り越されている港湾整備事業で、喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容でございますが、契約の目的は、平成26年度喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約でございます。

当初契約額は1億3,793万6,520円、今回変更契約額は314万6,814円の増額。契約の相手方、鹿児島県奄美市名瀬小俣町29番地25号、竹山建設株式会社代表取締役竹山眞一郎でございます。

変更の理由でございますが、港湾機能の早期効果発現の観点から、施設用地約2,040平米の埋め立てを行います。このことに伴って工事費の増額変更とするものでございます。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島智一君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

討論なしと認めます。

議案第55号、平成26年度喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成26年度喜界島港港湾整備工事（4工区）の工事請負変更契約の締結については、可決されました。

----- . - . -----

△ 日程第19 議案第56号 平成27年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）の工事請負契約の締結について

○議長（中島智一君）

日程第19、議案第56号、平成27年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第56号、平成27年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）の工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

平成27年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）の工事請負契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容ですが、契約の目的、平成27年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）。契約の方法、指名競争入札。契約金額、9,158万4,000円。契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限会社代表取締役中村照彦。

工事内容といたしましては、公営住宅湾宮戸団地D棟、木造二階建て1棟、延べ床面積352.95平方メートルの整備でございます。

指名業者につきましては、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、株式会社前田建設、株式会社松本組、竹山建設株式会社、村上建設株式会社の以上6社でございます。

なお、工期につきましては、議会の議決を得た後、183日間を予定しております。

以上、御説明を申し上げましたが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島智一君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号、平成27年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）の工事請

負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、平成27年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地D棟）の工事請負契約の締結については、可決されました。

---

△ 日程第20 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中島智一君）

日程第20、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、お願いいたします。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字手久津久254番地。氏名、本田郁夫。生年月日、昭和28年1月20日生まれでございます。

平成27年9月24日をもちまして任期が終了となりますので、今回、地方税法第423条第6項の規定により、再任をお願いするものでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の識見を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、任期は、平成27年9月25日から平成30年9月24日を予定しております。

○議長（中島智一君）

それでは、これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

討論なしと認めます。

これから、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（中島智一君）

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に外内千里君及び上間一寛君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（中島智一君）

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

[投票箱の点検]

○議長（中島智一君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前をお呼びいたします。順番に投票を願います。

事務局長。

○事務局長（吉沢伸一君）

それでは読み上げます。

1番、峰山議員。2番、河上議員。3番、谷本議員。5番、榮議員。6番、生駒議員。8番、乾議員。9番、安田議員。10番、里村議員。11番、外内議員。12番、上間議員。13番、安岡議員。14番、青山議員。

以上です。

○議長（中島智一君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

外内千里君及び上間一寛君の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（中島智一君）

投票の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数ゼロ。有効投票数のうち賛成12票、反対ゼロ票であります。以上のおおり、賛成が多数です。

したがって、同意第5号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△ 日程第21 発議第8号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書(案)の提出について

△ 日程第22 発議第9号 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)の提出について

○議長(中島智一君)

日程第21、発議第8号、ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書(案)の提出について、日程第22、発議第9号、地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書(案)の提出について、以上2件が生駒 弘君ほか3名より提出されております。

発議第8号から発議第9号までを一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第8号から発議第9号については、会議規則第39条第3項の規定により、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中島智一君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第8号から発議第9号までについては、提出者の趣旨説明並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中島智一君)

質疑なしと認めます。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中島智一君)

討論なしと認めます。

これから、発議第8号から発議第9号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中島智一君)

異議なしと認めます。



したがって、発議第8号から発議第9号までは原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の各関係機関への提出手続などにつきましては一任をいただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

△ 日程第23 議員定数等に関する特別委員長報告

○議長（中島智一君）

日程第23、議員定数等に関する特別委員長報告の件を議題とします。

委員長の報告を求めます。青山春男君。

[議員定数等に関する特別委員長青山春男君登壇]

○議員定数等に関する特別委員長（青山春男君）

平成27年第1回喜界町議会定例会において設置されました議員定数等に関する特別委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

当委員会は議員定数と議会中継への取り組みという二つの議題について、議長を省く12名の委員で、6月17日の第1回委員会から9月10日の第3回委員会まで、計3回の委員会を開催いたしました。

まず、議員定数についてですが、平成24年9月議会において議決された議員定数削減に関する決議のもとに、調査研究に当たっては、地域性、人口規模、面積等、近隣町村の実情等、また、県内の状況等を踏まえ、協議を重ねてまいりました。

多様化する住民ニーズ、地方創生へ向けた取り組み等、課題が山積する中、削減による町民の意思の反映やきめ細かい監視機能が低下するのではないかといった懸念もありましたが、常に行財政改革について向き合うことが議会の責務であり、地域の議員から全町的な議員へという考えのもとに、次回の選挙より喜界町議会議員の定数を14名から2名削減し、12名とすることを全会一致で決定いたしました。

次に、議会中継についてですが、本委員会では議員定数と同様に、開かれた議会についても議論を重ねました。瀬戸内町、龍郷町、両町への調査研修を含め、担当課への聞き取り等を勘案した結果、開かれた議会への取り組みとあわせて、今年度中に完了する光ファイバー事業の効果を活用する観点からも、来年度中の実施を念頭に置いて、中継方法については執行部と調整を行いながら積極的に推進することを決定いたしました。

さまざまな議論の末に、特に定数については、今回、委員会として非常に重い結論を出したわけでありますので、本委員会の役目は終了とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（中島智一君）

以上で、議員定数等に関する特別委員長報告を終わります。

---

△ 日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中島智一君）

日程第24、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務調査の件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

△ 日程第25 議員派遣の件について

○議長（中島智一君）

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり、派遣することと決定いたしました。

---

△ 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（中島智一君）

日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中島智一君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年喜界町議会第3回定例会を閉会とします。お疲れさまでした。

閉 会 午前11時14分

# 参 考 资 料

(意 见 书 一 览)

## I C T利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める 意見書

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7%が、地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在しています。

その問題点を解決し、「地方への人の流れをつくる」には、地方にいても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つI C T（情報通信技術）の利活用が不可欠です。また、I C T環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になります。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、なかでもW i - F i環境の整備が必要になります。よって以下の事項について要望します。

### 記

1. I C T環境の充実には、W i - F i環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線L A N環境の整備促進を図ること。
2. 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
3. テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともにセミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月17日  
鹿児島県喜界町議会  
議長 中島 智一

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿  
経済産業大臣 宮 沢 洋 一 殿  
地方創生担当大臣 石 破 茂 殿

## 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成27年度中に策定する「地方版総合戦略」の策定を推進するのと同時に、国はその戦略に基づく事業など“地域発”の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

### 記

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする事。
4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月17日  
鹿児島県喜界町議会  
議長 中島 智一

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
総務大臣 高市 早苗 殿  
地方創生担当大臣 石破 茂 殿

## 各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第47号 議案第52号 議案第54号	平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 喜界町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 財産の無償貸付について
産業福祉 常任委員会	議案第47号 議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第53号	平成27年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 平成27年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） について 平成27年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ いて 平成27年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1 号）について 平成27年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第1 号）について 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について

## 決算審査特別委員会付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
決算審査 特別委員会	認定第1号	平成26年度喜界町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号	平成26年度喜界町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号	平成26年度喜界町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	平成26年度喜界町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	平成26年度喜界町老人福祉施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	平成26年度喜界町屠畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	平成26年度喜界町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	平成26年度喜界町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第9号	平成26年度喜界町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について